

令和元年度第2回国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会

議事次第

日時：令和元年12月18日（水）10時00分～

場所：農林水産省 第2特別会議室

（本館4階、本467）

1. 開会挨拶
2. 家畜衛生をめぐる情勢
3. OIEに関する一般的な説明
4. 2019年9月のOIEコード委員会の報告書において提示されたコード改正案に係る意見交換
 - （1）CSF
 - （2）鳥インフルエンザ
 - （3）小反芻獣疫
 - （4）アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム
 - （5）牛海綿状脳症（BSE）
 - （6）馬インフルエンザ
5. その他
 - （1）コード委員会の今後の活動計画

令和元年度 第2回国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会

配布資料

- 資料1： 令和元年度第2回 OIE 連絡協議会メンバー名簿
- 資料2： 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会開催要領
- 資料3： 家畜衛生をめぐる情勢
- 資料4： 国際獣疫事務局（OIE）及び OIE の基準について
- 資料5： 採択、改正予定章リスト
- 資料6： 「CSF」に関する改正章案の概要
- 資料7： 「鳥インフルエンザ」に関する改正章案の概要
- 資料8： 「小反芻獣疫」に関する改正章案の概要
- 資料9： 「アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム」
に関する改正章案の概要
- 資料10： 「牛海綿状脳症（BSE）」に関する新規・改正章案の概要
- 資料11： 「馬インフルエンザ」に関する新規・改正章案の概要
- 資料12： コード委員会の今後の活動計画

（参考資料）

- 参考1： 「CSF」に関する改正章案
- 参考2： 「鳥インフルエンザ」に関する改正章案
- 参考3： 「小反芻獣疫」に関する改正章案
- 参考4： 「アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム」
に関する改正章案
- 参考5： 「牛海綿状脳症（BSE）」に関する新規・改正章案
- 参考6： 「馬インフルエンザ」に関する新規・改正章案

令和元年度第2回 OIE 連絡協議会 メンバー名簿

1. 通常のメンバー

- (1) 天笠 啓祐 特定非営利活動法人日本消費者連盟共同代表
- (2) 磯部 尚 (公社) 畜産技術協会国際交流部長
- (3) 宇留野 勝好 全国農業協同組合連合会畜産生産部技術専任次長 兼
家畜衛生研究所長
- (4) 酒井 健夫 (公社) 日本獣医師会顧問
- (5) 田中 智夫 麻布大学名誉教授
- (6) 土屋 耕太郎 (公社) 日本動物用医薬品協会 国際対応委員会委員
- (7) 中島 一敏 大東文化大学スポーツ・健康科学部健康科学科教授
- (8) 蓮尾 隆子 家庭栄養研究会常任顧問
- (9) 山口 俊昭 北海道農政部生産振興局畜産振興課
家畜衛生担当課長

2. 臨時メンバー

- (10) 秋田 正吾 株式会社アキタフーズ代表取締役社長 兼
(一社) 日本養鶏協会副会長
- (11) 西藤 岳彦 (独) 農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門 越境性感染症研究領域長
- (12) 白田 一敏 株式会社ピーピーキューシー代表取締役社長
- (13) 松木 洋一 日本獣医生命科学大学名誉教授

国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会開催要領

平成 22 年 4 月 26 日
消費・安全局 動物衛生課

1. 趣旨

- (1) 国際獣疫事務局（OIE）は、動物衛生、人獣共通感染症、アニマルウェルフェア及び畜産物の生産段階における安全確保に関する国際基準（OIE コード）を作成している。また、WTO の「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）」は、動物の生命及び健康を感染症から守るための加盟国の措置が、OIE の作成する国際基準に基づいていなければならないとしている。
- (2) 加盟国の協議を経て、OIE 総会で採択される OIE コードは、国内の産業界や消費者等の関係者に影響を及ぼすことから、OIE コードの作成又は改正について我が国の対応方針を決める前に、行政を含めた関係者間で情報や意見を交換することが重要である。また、国際基準に反映されやすい対応方針とするためには、OIE 基準を理解しているメンバーが継続的に参加して意見交換を行うことも重要である。
- (3) このため、産業界（獣医・畜産関係の生産者団体等）及び学界における技術者又は学識経験者、アニマルウェルフェア関係者及び消費者並びに行政機関の間で情報提供と継続的な意見交換を行う場として「国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会」（以下「OIE 連絡協議会」とする。）を開催する。

2. 通常のメンバー

動物衛生、アニマルウェルフェア又は畜産物安全（特に微生物学的安全）の分野を対象に作成される OIE コードについて、技術的な知見や関連意見を積極的に述べることができる有識者を以下の通りメンバーとして選定する（任期 2 年、再任可能）。

- 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会委員等の学識経験者（3 名）
- 生産者関係団体及び畜産物の製造・流通関連団体からの推薦者（5 名）
- 消費者関係団体及びアニマルウェルフェア関係団体からの推薦者（3 名）
- 農林水産省その他議題に関連する省庁の担当者

3. 議題に応じて参集するメンバー

議題に応じて必要があれば専門的立場から積極的に発言ができる以下の有識者を臨時メンバーとして選定する(最大 9 名)。

- 議題に関連する事業団体等からの推薦者等

(特に希望者がいる場合には選定に当たり考慮する。)

4. 開催方法

- OIE 連絡協議会は、冬(12月～1月)及び夏(6月～8月)の年2回の開催を基本に、必要に応じて追加開催することとし、OIE 陸生コード改正案についての意見交換、OIE の総会をはじめとした主な活動や運営状況の報告を行う。

- OIE 連絡協議会は、参集メンバー相互の意見交換を中心とし、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な協議会の運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、または特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのある場合には、事務局の判断で非公開とすることができる。

- OIE 連絡協議会の資料及び議事概要については、公開とする。ただし、特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのある部分は、この限りでない。なお、議事概要については、発言者を特定しない形で公開する。

- 傍聴者の募集は別途プレスリリースにより行う。傍聴者には発言権を認めない。

5. 事務局

農林水産省消費・安全局動物衛生課

○ I E 連絡協議会メンバー名簿

通常メンバー（11名）

天笠 啓祐	特定非営利活動法人日本消費者連盟共同代表
磯部 尚	（公社）畜産技術協会 国際交流部長
宇留野 勝好	全国農業協同組合連合会畜産生産部技術専任次長 兼 家畜衛生研究所長
酒井 健夫	（公社）日本獣医師会顧問
佐々木 一司	全国食肉事業協同組合連合会 監事
田中 智夫	麻布大学名誉教授
土屋 耕太郎	（公社）日本動物用医薬品協会 国際対応委員会委員
筒井 俊之	独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門 部門長
中島 一敏	大東文化大学 スポーツ・健康科学部 健康科学科 教授
蓮尾 隆子	家庭栄養研究会常任顧問
山口 俊昭	北海道農政部生産振興局畜産振興課 家畜衛生担当課長

CSF及びASF対策について

令和元年12月
農 林 水 産 省

【 特徴 】

【 近隣諸国の発生状況 】

【 我が国の発生状況 】

CSF(豚「アフリカ」)

- 病原体
CSFウイルス
- 特徴
 - ・豚ー豚（イノシシ）間の接触により感染。
- ※ 有効なワクチンが存在

- 欧州、アジア、アフリカ、南米の一部の国々で発生。
- アジアにおいては全ての国でCSFが発生。
- 日本以外の国のOIEステータスは、発生中あるいはワクチン接種により非清浄国。

- 昨年9月に岐阜県において、26年ぶりに発生。
- 岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県及び山梨県の7県で発生。これまで約15.1万頭を殺処分。
- 野生イノシシでは12県で感染確認（上記7県に加え、群馬県、石川県、富山県、滋賀県、静岡県）。

ASF(アフリカ豚「アフリカ」)

- 病原体
ASFウイルス
- 特徴
 - ・CSFに酷似するが、病原性は強い傾向。（感染力は同等とされる）
 - ・豚ー豚（イノシシ）間の接触以外に、ダニも媒介。
- ※ ワクチン、治療法はない

- アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）の国々で発生。
- アジアでは、昨年8月の中国における発生以降、各国に感染が拡大しつつ、発生が継続。
- 本年9月には、韓国において発生し、これまでに家畜豚で14事例を確認。

- 未発生。
- 本年4月22日にはASF対策について、関係省庁が申し合わせ。



※ いずれも人に感染しない（感染するのは豚とイノシシのみ）。肉及び肉製品を食べても問題ない。

野生イノシシの感染確認区域の拡大防止を徹底するため、関係省庁が連携し、以下の対策を着実に実施。

取組の内容

(1) 捕獲の強化

CSF

ASF

- 自治体、農林水産省及び環境省が連携し、農場周辺や野生イノシシの感染区域等を、捕獲重点エリアに設定し、野生イノシシの捕獲を強化。
- 銃猟やICT罠等の活用による効果的な捕獲の実施。
- イノシシ感染地域の周辺県でのサーベイランスの強化。

(2) 経口ワクチン散布

CSF

- 東日本・西日本に、重点的にワクチンを散布する防疫帯（ワクチンベルト）を構築。
- 野生イノシシの感染が確認された地点に応じて、経口ワクチンベルトは対象県エリアを見直し。
- 空中散布を含む効果的なワクチンベルト構築に向けて、環境省、警察庁、消防庁、防衛省と連携。

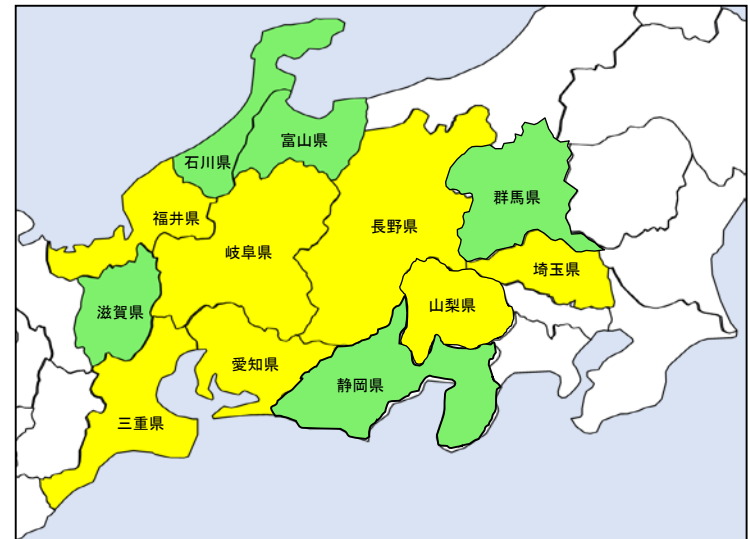
- (1) CSFに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、農林水産省が予防的ワクチン接種推奨地域を指定。
- (2) 都道府県が予防的ワクチン接種プログラムを策定し、農林水産省が確認。
- (3) 県による予防的ワクチン接種を開始（自治事務）。

○ 予防的ワクチン接種推奨地域

CSFウイルス感染野生イノシシから飼養豚への感染リスクが高い地域。右図の12県。

○ 予防的ワクチン接種プログラム

- ・ 原則、県内一律に接種。
- ・ 当該農場の初回接種：飼養豚のすべてに接種。その後、順次、子豚に接種。



黄色：豚及び野生イノシシ発生県（飼養頭数 757,040頭(全国の8.3%)）
 緑色：野生イノシシ陽性発生県（飼養頭数 795,180頭(全国の8.7%)）

○ 流通制限の範囲

- ・ 生きた豚、精液、受精卵については、原則として接種地域内の農場、と畜場等への移動、流通等に限定（交差汚染防止対策を行ったと畜場を除く）。（農林水産省、厚生労働省）
- ・ と畜場で処理後の肉、肉製品、副生物等については制限しない（飼料の加熱処理の遵守・野外放棄防止を徹底）。

野生動物からのウイルス感染を遮断するため、侵入防護柵の設置を推進するなど農場におけるバイオセキュリティの向上に取り組む。

取組の内容

- 農場防護柵の設置等の野生動物侵入防止措置関係対策の義務付け等のため、飼養衛生管理基準の改定。（柵の設置が必要な約3,500の農場のうち、約500農場で設置済、約200農場で工事中）。
- 国内におけるASFの浸潤をより早期に発見するため、検査の一部を家畜衛生保健所において実施できる体制を構築（「ASFに関する特定家畜防疫指針」の改定）。
- 農場にウイルスを入れないために農場を囲い込む野生動物侵入防護柵について、全国の農場へ速やかに設置を促進。
（国補助1/2 + 特別交付税（県・市町村負担分の4/5）を措置）。

【現在の進捗状況】

- ・ 8都道府県(イノシシ不在、別事業で設置済等)を除き、全ての県が事業参加。
- ・ 21県が上乗せ補助等を予算措置済、その他13県が県の財政当局等と検討中。
- 国土交通省、環境省等を通じて、野生動物がいるような利用施設（自然公園、キャンプ場、ゴルフ場）において、食品残渣を通じた感染拡大を防止するため、ゴミ箱対策の協力依頼を関係自治体等に発出。

4. 水際対策の強化

ASFの侵入防止のため、関係省庁が一体となって、情報発信・摘発強化等の水際対策を強化（4月22日関係省庁申合せ）。

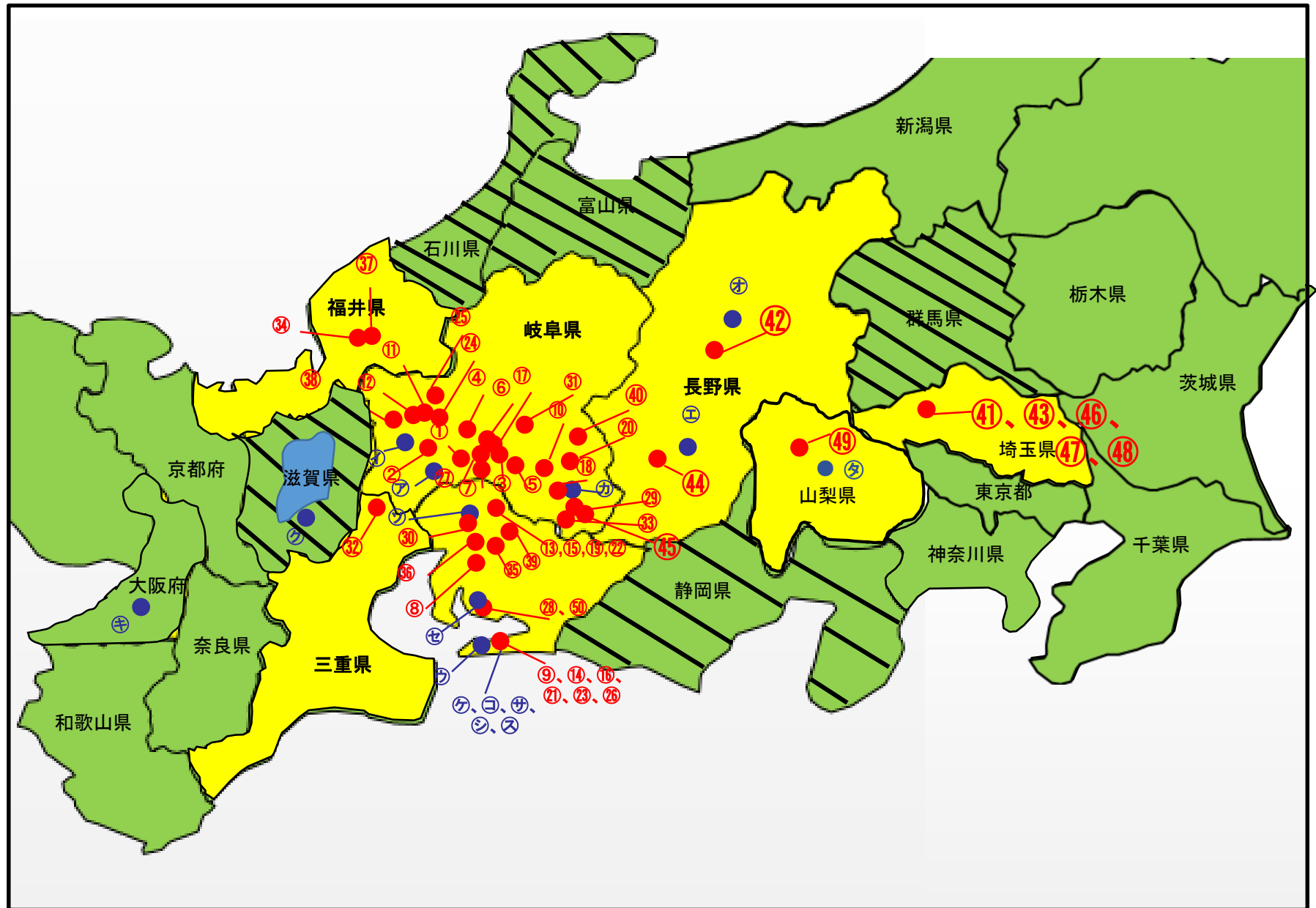
取組の内容

1. 相手国から持ってこさせない

- 中国、ベトナム、韓国の国内SNS、現地メディア、旅行代理店等を通じた注意喚起、多言語動画の配信（動物検疫に関する動画をYouTubeで配信）
（農林水産省、国土交通省、外務省）
- 航空会社等への情報提供、ポスター掲示・機内アナウンスの依頼
 - ・ 日本向け直行便で機内アナウンスを実施（中国便・韓国便は全便数のうち約9割）
 - ・ 一部の航空会社においては、現地の空港カウンターでポスターを掲示
（農林水産省、国土交通省）
- 広報ポスターの掲示
 - ・ 全国の空港や港に他言語ポスター約900枚掲示
 - ・ 韓国からの高速船、定期フェリーの船内に広報ポスター掲示
（農林水産省、国土交通省）
- 外国の検疫当局との連携
 - ・ 中国海関総署との間で、旅客の携帯品、郵便物の検疫強化に関する協力覚書に署名
（農林水産省）

2. 日本に入れさせない

- 検疫探知犬の増頭(年度当初33頭⇒年度内53頭、令和2年度140頭体制を目指す)
- 畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化（4月22日～）
 - ・ 個人消費用やお土産用であっても、警察への通報又は告発の対象として警告書を交付4月22日～12月8日の間に798枚を交付)
 - ・ 違反者情報をデータベース化し、関係省庁と共有して対応（逮捕事例あり）
(農林水産省、財務省、警察庁)
- 高リスク便に対する携帯品検査の重点実施（農林水産省、財務省）
 - ・ 検疫探知犬による探知や家畜防疫官による口頭質問を重点的に実施
 - ・ 税関と連携した検査を実施（税関申告書の様式を変更し、肉製品の持込みに有無に関する質問が目立つようにしている。）
- 国際郵便物の検査を強化（農林水産省、総務省）
 - ・ 検疫探知犬の活用を拡大
- ASF発生国からの豚由来畜産物の検査強化
 - ・ 携帯品畜産物を検査したところ、ASFウイルス遺伝子を検出
- 各空海港における靴底消毒及び車両消毒の徹底
(農林水産省、国土交通省)



※ 黄色は飼養豚及び野生イノシシでの発生県。斜線は野生イノシシ発生県。14
数字は飼養豚での発生農場。カタカナは関連農場等。